平３１厚政第１０９７号

裁　　決　　書

審査請求人

〇〇〇〇

〇〇〇〇

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から令和〇年〇月〇日付けで提起された生活保護法（昭和２５年法律第１４４号。以下「法」という。）第２６条の規定に基づき〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が行った費用返還決定処分（以下「本件処分」という。）に関する審査請求について、次のとおり裁決します。

主　　文

本件処分を取り消す。

第１　事案の概要

１　処分庁は、平成〇年〇月〇日付けで請求人（単身世帯）の生活保護を開始した。

２　請求人は、実父が平成〇年〇月〇日に亡くなっていたことを平成〇年〇月中旬頃に知り、相続について、名寄帳、通帳の取引明細書を取り寄せ、具体的な相続方法についても法務局に問い合わせた。

3　平成○年○月○日、処分庁は請求人の自宅に訪問した際、今後、相続や相続放棄する結論が出た場合は報告するよう伝えた。

4　平成○年○月○日、処分庁は請求人の自宅に訪問した際、請求人から、遺産相続分は恐らく○万円から○万円程度ある見込みである旨を聴取し、相続分を得た際について、保護の停廃止や収入認定について説明を行った。

5　平成○年○月○日、処分庁は請求人から、同月○日に○○家庭裁判所○○市部へ遺産分割調停の書類を提出した旨を聴取し、今後の動向を適宜報告するよう依頼した。

6　令和○年○月○日、処分庁は請求人から、遺産分割調停について、同月中旬に初回の宣誓がある旨を聴取し、今後動きがあれば連絡するよう依頼した。

7　令和○年○月○日、処分庁は請求人から、遺産分割調停について、○月末に初回宣誓、○月末に２回目の調停が行われたが、いずれも合意に至らず、○月末に３回目の調停となるが、このまま調停が長引けば判事の審判に切り替わることから、相続の確定までさらに長引く可能性があること、また、請求人は、遺産○万円の一括払いを求めているが、相手方相続人は○万円の分割払いを求めている旨を聴取した。

8　令和○年○月○日、処分庁は請求人から、遺産分割調停について、○月末に３回目の調停があり、金額については○万円程度がほぼ確定したが、請求人は一括請求を求めているのに対し、相手方相続人は４年間の分割払いなら可能であると提案している旨を聴取し、遺産相続については収入となることから、一括で○万円程度の金額が支給されれば、保護が廃止にな

る可能性があることを伝えた。また、請求人は処分庁に対し、家屋補修や家電製品の故障等で生活状況が苦しく、遺産分割金が入ればそれらの費用に充てたい旨を伝え、口頭で希望の品目や状況を説明した。

9　令和〇年〇月〇日、処分庁は請求人から、同年〇月〇日に遺産分割調停が確定したこと、また、相手方相続人は合計〇万円を同年〇月より令和〇年〇月まで、毎月合計〇円を請求人の口座に振り込むことが決まった旨を聴取した。また、処分庁は、請求人が所持していた裁判所からの審判資料を携帯電話機により写真撮影した。この際、処分庁は請求人に対し、実際の入金が確認できたら連絡するように伝えた。

10　９と同日、請求人は処分庁に対し、遺産分割相続の金額について、調停及び審判に要した経費、エアコン、浴室の修繕３点、炊飯器等の希望する品目についてリストを作成しており、合計〇円について自立更生費として認定されないかとの相談をした。その際、処分庁は請求人に対し、担当のみの判断では回答できないため、後日改めて協議する旨を伝えた。

11　令和〇年〇月〇日、処分庁は請求人に対し、前回訪問時に請求人から問い合わせのあった希望する品目に対する自立更生費について、本ケースには該当しない旨を説明した。また、〇月末より支払いが予定されている遺産収入（〇万円）については、法第７７条の２及び法第７８条の２による分納で返還することを請求人と確認した。この際、請求人は処分庁に対し、仮に相手方相続人から〇円の入金がない場合は生活に行き詰るので、その際はまた相談する旨を伝え、処分庁は請求人に対し、その際は早めに相談するよう伝えた。また、処分庁は前回訪問時に確認できなかった、トイレについて破損個所の確認を行い、請求人に対し、浴室とトイレの補修

については、住宅維持費から出すことができるため、２社の業者からの見積書を揃えて連絡するよう伝えた。

12　令和〇年〇月〇日、処分庁は請求人宅を訪問し、請求人名義の銀行口座に、同年〇月〇日に相手方相続人から〇円の入金があったことを確認し、併せて、請求人から、裁判所からの審判に係る資料及び、裁判所への通所にかかった経費等の挙証資料を受理した。

13　令和〇年〇月〇日、処分庁はケース診断会議を開催し、遺産収入については「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３６年４月１日付け厚生省発社第１２３号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第８－３－（２）－エ－（イ）のその他収入に該当し、請求人から調停に係る必要経費として、〇円の申告があったが、挙証資料は一部紛失しており、うち〇円が確認できたため、法第６３条を適用し、〇円より認定除外される金額８，０００円及び必要経費〇円を除いた〇円を返還額とする本件処分を行った。併せて、返還方法については、請求人と協議後に決定することとした。

14　13を受け、同日、処分庁は請求人宅を訪問し、本件処分に係る費用返還決定通知書を手交し、分納計画表への署名を受理した。この際、請求人は処分庁に対し、相手方相続人について信用できない部分が多くみられるため、毎月〇円が入金されるか分からないので、入金を確認してから納付書で支払います、との意思を示した。

15　令和〇年〇月〇日、処分庁は請求人宅に訪問した際、請求人に対し、同年〇月分から翌年〇月分までの返還金に係る納付書を手交した。

第２　審理関係人の主張の要旨

１　請求人の主張

請求人は以下のとおり主張している。

（１）令和〇年〇月〇日の面談も含め、以後の家屋補修の必要性や家電製品の購入や買い替えが必要であり、これらが複数同時に発生している今の状態は最低限度の生活を下回っている趣旨を伝えてきたにも関わらず、〇月下旬まで一度たりとも全てを確認しない瑕疵があり、不当である。

（２）令和〇年〇月〇日の面談にて、前回の令和〇年〇月〇日に話をした購入の希望に対しては、「希望された品目への費用には使えない」とだけ口頭にて説明を受けたが、何をもって判断したのか、何の法に照らし合わせたものなのかも一切説明を受けておらず根拠が分からないため、違法又は不当である。

（３）自立更生免除について、請求人が知識を得ていたため質問することができたが、自立更生免除について請求人が触れなければ免除なしに全額返還額と認定されていた。処分庁から先に請求人へ説明すべきであり、それを怠っていた瑕疵があり、違法又は不当である。

（４）令和〇年〇月〇日の面談にて、自立更生費として希望した品目への費用には使えないと説明されたが、この理由は「公的機関等からの恵与金ではないので使えない」とのことであったが、自立更生免除に関わる法文のどこを探してもこのような一文は存在しない。自立更生免除として認められた事例は多岐に渡っており、決して処分庁のいう公的機関等からの恵与金だけではない。処分庁が、次官通知第８－３－（３）－ウとエ、これに続く「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和３

８年４月１日社発第２４６号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第８－２－（３）と（４）のことを言うのならば、これらは自立更生免除の一例に過ぎない。現に「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和３８年４月１日社保第３４号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）問第８の４０の「局長通知第８－２－（３）及び（４）にいう自立更生のための用途に供される額」とは広義の意味であり、「局長通知第８－２－（３）及び（４）」とはその中の一例である。

そして、課長通知の問第８の４０の（２）のエとクこそが請求人の求める自立更生免除の部分である。生活保護手帳別冊問答集（以下「問答集」という。）問１３－５の法第６３条に基づく返還額の決定から抜粋すると「原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきである。しかしながら、保護金品の全額を返還額とすることが当該世帯の自立を著しく阻害すると認められるような場合については、次の範囲においてそれぞれの額を本来の要返還額から控除して差し支えない。」とある。請求人の生活は自立を著しく阻害されており最低限度を下回っているのであるから、自立更生費が控除されるべきである。さらに、問答集の問１３－５の（２）のイとエがこれに該当する。

よって、この判断は取り消されるべきであり、裁量権の逸脱濫用であり違法である。

（５）令和〇年〇月〇日の面談にて、風呂とトイレの補修費は住宅扶助から賄われると説明を受けるも、これも間違いである。

法第４条には、「保護は生活に困窮する者が、その利用し得る資産、

能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活維持のために活用することを要件として行われる。」とある。請求人には月額６万円が振り込まれるのであり、これは資力であり優先して使うべき収入であるから、上記理由（４）で述べたとおり自立更生免除であり、この処分も取り消されるべきであり、生活保護法第４条を順守しない裁量権の逸脱濫用であり違法である。

（６）令和〇年〇月〇日の面談にて、月額８，０００円控除の説明も受けていないため、しかたなく請求人から質問をしたが、被保護者から処分庁に対し法の運用を教示しなければいけないのであろうか。これについても、瑕疵があり違法又は不当である。

（７）令和〇年〇月〇日の面談にて、上記理由（６）で述べた８，０００円の控除であるが、全期間〇ヶ月で１回だけ控除されることになっている。この毎月振り込まれる〇円については、次官通知第８－３－（２）－エ－（イ）にある、「その他の臨時的収入」であり、同通知第８－２の収入額の原則に「収入の認定は、月額によること」記されている。そして、同通知の第８－３－（２）－エ－（イ）には、「世帯合算額８，０００円（月額）をこえる場合は、そのこえる額を収入と認定すること。」とある。本件においては臨時的収入と認定され、毎月〇円の振込から毎月８，０００円を控除されるのが正しいため、この処分は取り消されるべきであり、裁量権の逸脱濫用であり違法である。

（８）令和〇年〇月〇日の面談にて、費用返還決定通知書とともに返済計画書を見せられ説明を受けたが、納得できないことばかりなので、保留を伝え、担当ケースワーカーにも保留を認められた。しかし、この返済計

画書について、初めてのこともあり戸惑いながらもケースワーカーの言うがままに署名捺印をしたが、控え等も渡されず、また、保留であり同意していないのに、署名捺印を先にさせられたのは違法である。

（９）令和〇年〇月〇日の面談にて、費用返還計画には、１回きりの８，０００円控除と遺産分割係争に係った諸経費の控除が合算（〇円）され〇円から引かれているが、それが最終月と最後から２番目の月からであった。少ない生活費から遺産分割係争に費やす経費をねん出してきたのに、戻ってくるのが最後になっている。処分庁ではこれが通常なのであろうが、請求人には社会通念上あり得ないと考えているため、不当であり取り消してほしい。

２　処分庁の弁明

処分庁は以下のとおり主張し、本件処分に何ら違法又は不当な点はなく、この審査請求は棄却されるべきであると弁明している。

（１）遺産分割相続により得られた収入については、請求人の申し立てのとおり、次官通知第８－３－（２）－エ－（イ）にあたるが、本件の場合、問答集問１３－６－（２）に基づき整理すると、資力の発生時点は、被相続人である請求人の亡父の死亡時（平成〇年〇月〇日）であり、審査請求人が相続することとなった財産の額（〇万円）を限度として、被相続人死亡時以後支給された保護費について、生活保護法第６３条を適用し、次官通知第８－３－（２）－エ－（イ）に基づき、遺産分割調停に係る必要経費〇円を控除し、世帯合算８，０００円をこえる額である〇円を返還額と決定した。請求人は自立更生免除を認めないのは

違法であると訴えているが、前述のとおり資力の発生時点は、被相続人の死亡時（平成〇年〇月〇日）であり、資力があるにもかかわらず、遺産分割相続による収入があるまでの間、その資力を活用することができなかったために、優先して保護を受けてきたので、法第６３条に基づき、処分庁への返還を優先すべきであり、法第４条に対しても違法ではなく、全くの適法である。

（２）請求人は、相続財産が月額〇円の分割で支払われるので、各月毎に８，０００円の控除が必要であると主張しているが、これは、本来一括で支払われるべきものが、遺産分割調停の相手方相続人の資産及び収入状況を考慮して、分割にて支払うものとして審判されたものにすぎず、請求人が相続することとなった財産の総額（遺産分割調停に係る必要経費控除後のもの）から８，０００円控除することが妥当と考える。

（３）請求人は、家電製品の購入や買い替え等が「自立更生免除」として認められるべきとの考えを述べているが、問答集問第７－１－（４）により、家電製品の購入や買い替え等については、これまで処分庁が支給してきた生活保護費のやりくりによって賄われるべきであるため、自立更生免除は認められない。ただし、住宅扶助（住宅維持費）にあたる風呂トイレ等の修繕費については、修繕を必要とする状態となったのがいつなのかは請求人のみぞ知るところであり、その状態となったときに即時申告があれば、もっと早く住宅扶助を適用できたはずであることを考慮すると、自立更生費として免除することも検討の余地があると考える。

（４）本件においては、返還の対象となる相続財産が月額〇円で令和〇年〇月から令和〇年〇月まで〇回に分けて支払われることとなっていたた

め、法第６３条の規定に基づく費用返還もこれに合わせて月額〇円を基本とする分納計画表を作成し、請求人の了承・誓約を求めた。処分庁としては、請求人の了承を得、誓約の署名捺印をいただけたものと理解していたが、請求人からは、担当ケースワーカーから説明を受けた際、その場で保留を求め、保留は認められたにもかかわらず、分納計画書に署名捺印をさせられたとの訴えがあった。担当ケースワーカーに確認したところ、そのときの請求人の様子について、分納計画書の内容について異論はない様子であったと証言している。このように両者の言い分に食い違いがあることから、両者の意思疎通が不十分であり、誤解が生じたものと推測される。本来、分納誓約書は、債務者からの申し出によるものなので、債務者から分納計画についての変更を求められ、その変更の理由が債権者の納得できる内容であれば、見直しは可能と考えている。今回、請求人が訴える遺産分割調停に係る必要経費等が控除された額が最後（令和〇年〇月）となっていることに納得がいかないということは、処分庁としても十分に理解できる内容なので、分納計画の変更に応じる用意がある。

第３　理由

１　本件に係る法令等の適用について

（１）法第４条第１項の規定によれば、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われることとされている。

（２）法第６３条の規定によれば、被保護者が、急迫の場合等において資力

があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならないとされている。

（３）問答集問１３－５の（答）の（１）によれば、法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなど最低生活に充当できるようになった段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものである。したがって、原則として当該資力を限度として支給した保護金品の全額を返還額とすべきであるとされている。

２　本件処分の妥当性について

本件処分に係る対象の資産については、遺産分割調停申立に係る審判により、相手方相続人が遺産を取得した代償として、請求人に対し総額〇円を令和〇年〇月から令和〇年〇月まで〇回に分割して支払うこととなったものであるが、本件処分を決定したのが令和〇年〇月〇日であり、実際に相手方相続人から請求人に支払われた〇月分の確認のみをもって、総額〇円から、調停に要した必要経費である〇円及び次官通知第８－３－（２）－エ－（イ）よりその他収入として８，０００円を控除した残りの〇円を返還額として決定している。これについて、第３理由の１本件に係る法令等の適用の（４）にあるとおり、法第６３条は、本来、資力はあるが、これが直ちに最低生活のために活用できない事情にある場合にとりあえず保護を行い、資力が換金されるなどにより、保護受給者の最低生活に充当し

得る状況に至った段階で既に支給した保護金品との調整を図ろうとするものであるところ、本件のように資力としては発生しているが、月々の分割払いであり、最低生活に充当し得る段階に至っていない金額についても、法第６３条に基づく費用返還決定処分を行った本件処分は違法である。

以上のとおり、本件審査請求には理由あるため、行政不服審査法第４５条第２項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和２年（2020年）３月１３日

山口県知事　　村　岡　嗣　政